

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月30日

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例について

資 料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	2～3

学校教育課

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、大磯町立学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものです。

この度、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年9月6日政令第283号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行することに伴い、休業補償に係る規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 休業補償の支給に係る、休業補償を行わない場合の規定の削除

「婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合」を規定していましたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行により、売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の削除による婦人補導院法（昭和33年法律第17号）が廃止されたことに伴い、関係規定の削除を行います。

改正案	現行
(休業補償) 第6条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、 <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u> （規則で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。	(休業補償) 第6条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、 <u>次に掲げる場合</u> （規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、 <u>又は収容されている期間</u> については、休業補償は、行わない。 (1) <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u> (2) <u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u>

(2) 施行日

令和6年4月1日とします。

参考資料

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」の施行 ア 制定の背景

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていなかった。

しかし、この間、「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化し、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、「DV防止法」）、平成25年にストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号、「ストーカー規制法」）が施行され、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用することとなった。

➡**売春防止法に法的根拠を有する制度自体が限界。**

また、新型コロナウイルス感染症が拡大していた際は外出自粛が求められていたが、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化してきた。

➡**支援を必要とする女性たちに、婦人保護事業が十分対応できていない。**

➡**困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築することとなった。**

イ 施行日

令和6年4月1日

ウ 関連規定 **一部抜粋**

附則

（売春防止法の一部改正）

第4条 売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 補導処分（第17条―第33条）を削る。」

（婦人補導院法の廃止）

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(2) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の削除 一部抜粋
(補導処分)

第 17 条 第 5 条の罪を犯した満 20 歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(3) 婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）の廃止 一部抜粋
(婦人補導院)

第 1 条 婦人補導院は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定により補導処分に付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

2 婦人補導院は、国立とする。

(4) 婦人補導院とは

婦人補導院は、売春防止法第 5 条（勧誘等）の罪、又は同罪と他の罪に係る懲役又は禁錮につきその執行が猶予され、併せて同第 17 条の規定により補導処分（6 か月）に付された満 20 歳以上の女子を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う法務省管轄下の矯正施設。

1958 年（昭和 33）4 月、婦人補導院法に基づいて、東京都八王子市、大阪府堺市、福岡市の 3 か所に設置されたが、収容人員の減少に伴って、1971 年に大阪婦人補導院、1975 年には福岡婦人補導院が業務を停止し、1985 年に両院とも廃止された。

2019 年（平成 31）時点では、東京婦人補導院が全国で唯一の婦人補導院であり、東京西法務少年支援センターと同じ建物の中にある。

収容期限は 6 か月。規律ある生活のもとで、売春による生活を断念させ正業につけるよう、生活指導及び職業補導を行うとともに、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、自立できる女性として社会復帰させることを目的としている。

婦人補導院の被収容者には貧困の犠牲者が多いが、2010 年以降新たに収容された者は 4 名のみとなっている。収容者減少の要因としては、裁判所が補導処分ではなく、支援施設への入所などで自立につなげる判決を下す流れとなっていることが背景と考えられている。